

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷六十第

行發日一月五年二十正大

## 論叢

相續税の經濟政策觀 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 階級に就いて . . . . . 文學博士 高田 保馬  
 價値の類型と個性 . . . . . 法學士 恒藤 恭  
サン・シ  
 モン派の社會改造哲學及び連帶思想 . . . . . 文學博士 米田庄太郎  
 本邦自殺の男女別 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

税法の新改正を論ず . . . . . 法學博士 小川郷太郎  
 發明と國力 . . . . . 法學博士 山本美越乃

## 說苑

水戸烈公の穀物政策 . . . . . 法學士 本庄榮治郎  
 中世末期に於ける村落の結合を論ず . . . . . 牧野信之助

## 雜錄

炭鑛労働者の生計 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎  
 簡易平均法に就いて . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

## 水戸烈公の穀物政策

(水戸藩常平倉の研究、本論の一)

本庄 榮治郎

余は嘗て本誌第十一卷第三號(大正九年九月)に「貯穀と常平倉」と題する一文を公にし、「水戸藩常平倉研究の序論」である旨を附記して書いた(尙拙著「經濟史考」に收む)。爾來その續稿たるべき「水戸藩常平倉研究の本論」を公にする筈であつたが、暫く海外に在りしたため、その責を果すことが出来なかつた。今筐底より嘗て蒐集せし水戸藩常平倉に關する史料を取出し、編次執筆せしものの一部が、即ち本稿である。故に本稿は前稿に接續すべきもので「序論」に對して「本論」を成すものであるが、實はその本論の内の緒論だけを纏めたものであるから、「本論の一」として茲に掲出する。常平倉の意義性質及び一般貯穀等に關しては、「貯穀と常平倉」に述べてゐたから、本稿には之を再説せず、前稿を參照せられむことを望む。

徳川時代に於ては農業は國民生活の上より見るも、財政上から見ると頗る重要なものとせられ、また凶荒に備ふるための貯穀の制度が可なりよく行き亘つて行はれ、且つ米價の平準を期するため、種々なる方法が行はれたことは、既に屢述した所の如くである。然し當時の幕府に於ては常平倉なる形のもの存在せなかつたが、各藩即ち土佐、會津、薩摩、水戸の四藩に於ては

この常平倉なるものが實行せられたかの如くに考へられる。それで余は先づ第一に水戸藩の常平倉について研究して見たいと思ふ。而してこれがためには先づ烈公の農政殊に穀物に對する政策を概観するの必要がある。

## 一 烈公の時代と藩政改革

徳川時代を通じて文化の最も繚亂として咲き匂へるものは、蓋し前に元祿の時代あり、後に文化文政の昌運がある。前者は武辨殺伐の後を享けて文華燦然たる中にも、猶雄健の氣を失はざりし感あるも、後者は久しく泰平の香に酔ひて、爛熟せる文化の中に、華奢遊惰の風を裹めるが如くである。而して元祿の後には吉宗出でて堅肅の政を布き、浮華の風を斥け、所謂中興の業を成したるも、歳を重ぬるに従て昌平に馴れ、偷安に流れ、安逸惰弱の世相をあらはし、其極、かの田沼時代となり寛政の治を見るに至つたものであるが、やがて現はれた化政の昌運は所謂「大御所様時代」の後半であつて、太平殷富を誇ると雖、その裏面の頽敗は眞に甚しきものがあつた。蓋し文政以後、輔弼其人を得ず、弊政百出、上下奢侈に流れ、府庫は常に空しく纒かに惡貨の鑄造を以てこれを彌縫するのみであつた。加之、天保年間には二回の大凶荒あり、大鹽の亂あり、遂に天保の改革の行はるるに至つた次第であるが(天保十二年五月乃至十四年閏九月)其の事破れて幕府衰頽の勢は阻止し難きに至

つたのである。天保の改革は、奢侈の禁遏、風俗の矯正、文武の獎勵、勸農、株仲間の廢止、物價の引下、官紀振肅、海防等の諸件をその重要なものとする。之れが反面を考ふれば、天保の時弊を察するに難くはあるまい。

而してこの泰平の餘弊は他の各藩に於ても同様であつた。元來水戸藩は尾州紀州兩藩と共に、御三家の一に列して何事も同格に行はれたけれども、尾紀兩藩に比較すれば其領土も甚だ狭く土地も瘠せており、且つ古來定府として絶えず江戸詰めを命せられ、從て交際儀禮の費用も必ずしも少からず、財政は常に困難を告げ、當時その賦税は甚だ重くして庶民大に苦み(註)且紀綱は紊れ士風は衰へ、上下奢侈に流るるの有様であつた。茲に於て烈公はその襲封の初め(文政十二年十月十七日封を襲ぐ)これ等の弊政を整革せむとし、先づ邪臣を斥け、文武の途を獎め、言路を開き、儉素を尙び奢侈を抑へ、風俗を矯正するの政策を採つた。<sup>2)</sup>これ實に文政十二年末より起つたことであつて水越の天保の改革に先つこと實に十數年である。然るに天保十四年五月に至り幕府は烈公の藩政に精勵せるを賞して「一昨年來國政向格別被行届、文武とも不絶研究被有之趣一段之事に思召候」云々といひ、恰も水藩の改革が天保の改革に範を採つたかの如くいふて居るが、之は「美を幕府に歸する所にして、さすが瀆松侍從(水野)越前守)の筆とこそ知らるゝ」と東湖の道破せる如くであつて、天保の改革はその實却て烈公の藩政改革に負ふ所少からざりしものである。

1) 水戸藩史料別記上、478頁。常陸帶(東湖全集)89頁  
2) 水戸藩史料別記上、311頁以下。常陸帶66頁以下  
3) 常陸帶 134頁

(註) 水戸藩は威公に始まつて義公(光圀)に及び、烈公即ち齋昭はその九代目の藩主である。當時賦税其當を得ざりしことは、襲封の翌日老臣に與へし公の手書に明らかである。即ち曰く、「一、我等心付と申て外にも無之候へ共、民は國の本也と申せば御遺領相續仕候ては、愛民專一と被存候、扱又愛民と申ては、色々仕方も可有之候へども、先、横歛の政を罷候事專一と被存候、松並以來(寶永年中、松水勘十郎、事を引ひ頗る國政を紊る)横歛の政行はれ、民愈困窮に及候、夫に付ては此度横歛の政、除候は少ししは民も蘇可申と被存候、横歛の政に專一可相罷は、三雜石(大豆、稗、荳)をいふ切返とて、二割の延かくる(こと)二割の延とは、俗に十二の延とて、一石に二斗を加へ課税せるをいふ)更に無理事と被存候へば、右を相罷可申事と被存候云々。

一、上古は扱納にて米納と云事なし、今は皆米納なれども、亦扱も入用なる故、扱にて納めさする事も有り、右は扱にて入用故に扱納にさせて其碎代を取上るは無理なり、民は代にて納るより碎て出す方利なりと云、尤民の中にて碎よりは代の方利なりと言は、さも有へきを、扱が入用故に米納を扱納にさせて、其代金を取る事古今無之政也、希くば是も可罷事也」云々。

## 二 烈公の重農

「朝な夕な飯くふ毎に忘れじなめぐまぬ民にめぐまるゝ身は」

これは烈公の詠まれたものであつて、公は農夫の偶像を作つて御膳の上に置き、食事の度毎に先づ初穂の心を以て、御箸で一つまみづゝ御飯を御供へになつた。これが有名な「烈公の農人形」であつて、爾來侍臣はこの農人形を呼んで「御百姓」といふに至つた。また公は「古より賢君は民を見ること猶は慈母の赤子に於けるが如しといへり、されど我は少しく之に異りて、百姓をば我

乳母なりと思ふ。我は百姓に向て何等の憐を施さざれど、百姓は我の爲には命を繋ぐべきものと  
 與人り、其恩や乳母と何の撰ぶ所かあらんや」といはれたそうであつて、公が居常深く心を農事  
 に致せしことは、この一事を以てするも想像に難からぬ所である。<sup>1)</sup> 猶「水府公献策」を見るも重農  
 の思想はあらはれてゐる。例へば「農民は天下の本にて、凡今日の食物をはじめ皆農民の作り出  
 し候品にて、貴賤共身命をつなぎ候事故、世の中に五穀程大切成ものは無之、金銀錢は五穀其外  
 諸品を融通致し候爲の品にて候得ば、五穀は本にて金銀は末に御座候、されば政事の仕向にて、  
 五穀を本に致し候得ば米穀多く、諸品もやすく、世の中、穩にて金銀少く候ても事缺き不申<sup>(中略)</sup>  
 御大政を取扱候御役人共心を用ひ、農民は天下の本と申所に目を附、御代官等人物も撰み農業繁  
 昌仕候様いたし」云々とあるが如きそれである。

凡そ徳川時代に於て農業は立國の本として、或は國民一般の生命を維持すべき主要なる食料を  
 産出する職業として、將た又「米遣ひの經濟」の時代のことで、財政上に於ても重要なものと  
 して考へられ、これに據つて幕府諸藩の勸農政策が起つたものであるが、農民そのものの生活は  
 極めて悲惨なものであつて、農民を農民として重んじたものではない、ことは嘗て述べた所の如  
 くである。<sup>2)</sup> 水戸藩の場合に於ても亦同様であること考へる。烈公が農人形を造つたり、又百姓は我  
 が乳母なりとか、或は又農民は天下の本であると説いて居るが、當時水戸藩に於ても農民は重税

1) 水戸藩史料別記上、26頁。重田定一、農人形(史談史話417頁)。内務省地方局、田園都市317頁。同局編地方行政史料小鑑111頁には農人形の圖あり。  
 2) 慶應三年、文林堂版。尙、水戸藩史料別記上、89頁にも出づ。  
 3) 拙著經濟史考300-308頁「徳川時代に於ける農本の意義」参照。

に苦んでおつたことでもあり、又烈公の右の如き言行の根本は、どうしても米穀を重んずるといふ點に在ることは、右の文面に於ても、明かに看取し得る所であつて、重農の意味は、やはり農業本位の意味に外ならぬことと思ふ。

### 三 烈公の穀物政策

公が農業を重視せしことは以上の如くであるが、米の生産が主として氣温風雨の如き自然の状況によつて左右せられ、且つ鎖國と、國內の交通不便と、藩外輸出入政策とのため、容易に一方の凶作を他方の豊作で相殺することの出来なかつた當時に於ては、天恵少き場合には飢饉の災厄に會ふこと多く、而も一度之れが襲來を見むか、草根木皮より牛馬犬猫に至る迄、悉く食ひ盡し、甚しきに至りては、人肉すら之を食ひしが如き慘状は、屢繰り返されたる所であつたから、この飢饉に對する憂慮は實に甚しきものがあつた。「金銀珠玉飢而食ふべからずと申候、さすれば何より貯穀に勝り候手當と申は無之事に而、何程の武人にても飢候而は働も出来不申事故、兎角家督以來米の世話のみいたし候事に候」といへるが如き其眞情を示すものではなからう乎。加ふるに水戸藩は上述の如く小封瘠土であり、且國用多くして、常に財政困難を告げておつた、茲に於てか公はこれに備ふるがため、出来得るだけ多くの米穀を收むると共に、成るべく消費を節約し、或

1) 天明年度凶歲日記(日本米食史513頁)  
外國に於ても同様の例あり、Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce, Early & Middle Ages, 5 th. ed. p. 388.

2) 水戸藩史料別記下、433頁。

は凶年のために貯穀をなすの必要を痛切に認め、次第であるが、技術の進歩によつて生産を増加するが如きは甚だ困難な事であり、他藩から輸入も容易ではなく、消費の節約も多くを期待することが出来ぬとすれば、當時の備荒策としては、貯穀政策が最も必要なるものであつたことは之を認めざるを得ぬ。又饑饉に遭遇せし場合又は其前後に於て、窮民救恤を他の救済策の行はれしことは勿論であるが、かゝる場合には穀物の需給投合の状況は著しく擾亂せられ、従つて穀價の激變を見るを常とする。故にこの場合には需給適合のため、即ち穀價調節のために種々の政策を廻らざるを得ざるものである。水戸藩の場合に於ても同様であつて、救済策の外に穀價政策が可なり行はれた。余は先づ備荒策を説き、次に穀價政策を概観するであらう。

## 一、備荒策

「萬々一今年も凶作にては國中士民の扶助如何はせんと日夜心思を苦め候。天地の變災は人の力に及び兼候得共、人は萬物の靈と是れあり候得ば、上下一致して人事を盡し候はゞ、其心天地に通じ、變災も甚しきに至らずして止みぬべし。たとへ變災やますとも、人力を盡したる上にて上下もろともに飢に及ぶは天命なり。君子は民の父母と有之候得ば、かりそめにも國中數十萬人の父母と仰がれ候上は、いかで子の飢にせまるを見るに忍んや。これによりて今日より七日の間精進潔齋して鹿島、靜、吉田等へ五穀成就萬民安穩の大願を立候得共、日々平常の食を用ひ候て

は恐懼之事故、我等並籾中初一同、今日より日々粥を食し上は天の怒をつゝし、下は民の患を救候心得に候。此上何程凶年候ても、國中之米穀に而、我等の食物には指支無之、又粥を用ひ候とて其餘りたる米穀國中の潤にも不相成候得共、重役初國中の人我等の心を推察いたし、人々心次第に米穀をあまし候はゞ、國中に飢餓の民は無之道理なり」云々。これは烈公が天保九年六月三日當時の氣候違常を憂へて土民に諭した處のものであるが、同様の事例は甚だ多く、公が如何に飢饉に對して憂慮せしかが明かである。而して氣候不順にして、水害若くは大旱の虞ある場合に、右の如く齋戒沐浴して豊年を祈りし如きは、姑く舍くも、其他の具體的方法として、或は飯米の喰延ばしを勧め、<sup>1)</sup>或は稗を棄蒔にするの案を立てて郡宰に謀りしことあり(註)、或は自ら水揚機械を考案し、雲霓襪と名づけて大旱の際の用に供し、<sup>4)</sup>或は備荒殖産の一助として寒暖計并に農書數十部を郡廳に下附したこともある。然し最も重要な政策は貯穀に關するもの即ち是れである。

(註)「當年は土用中時氣不宣候へば走而苗は不作と被存候(中略)日夜考申候所、不作の所は無餘儀候へば可然所に稗を棄蒔に致させ候はゞ、格別民の骨も不折少々は凶年の時の貯にも可相成か、不作と申處見極候上に而蒔せ候而は時節もふくれ候故、先づ心付候故、申聞候宜く存候はゞ郡官一同相談の上可然被可申候」<sup>1)</sup>

水戸藩の貯穀策としては、既に早く義公の時より貯稗の制度があり、爾來世々其法を繼紹し、明治維新に及んだものであるが、稗は久しきに堪え最も救荒に適するを以て之を雜税に擬し、高

1) 水戸藩史料別記上、582頁。  
 2) 天保四年六月(水戸藩史料別記上429頁)天保七年六月(同512頁)にもその例あり。  
 3) 天保九年六月の外、安政二年正月(水戸藩史料上巻乾、886頁)にも其例あり。  
 4) 天保六年(水戸藩史料別記上、508頁)但天保九年四月(同上580頁)にも之を準備せしむ。

百石に付、三石の割を以て徴收し、各郡便宜の地に倉稟を設けて之を貯積した。然るに天明飢饉以後、豊年相續きしたため、人皆凶荒を忘れ多少緩怠の弊を生ずるに至りしも、當時尙二十餘萬俵を貯藏せる有様であつた。公は天保二年三月此年氣候の不順なるを見て早晩飢饉の變あらむことを惧れ、内帑金千圓を出し以て稱六萬俵餘を増蓄せしめ、且つ之が制規を嚴にするに至り、これと同時に勘定奉行に命じて米五千餘俵の賣却を中止して以て飢饉に備へしめた。これ等の備荒貯穀の制と、他の應急諸施設とによつて、かの天保癸巳(四)の風災、及び丙申(七)の飢饉の際にも、藩内には曾て一人の餓殍をも出さなかつたと稱せられて居る。其後安政二年にも凶年の虞れありとて人民に諭して米穀なり又は稗なりを貯蓄することに努めしめた。この貯穀に關連して尙、義倉社倉及び常平倉に關する種々の計畫が行はれ、その中には實施された事柄もあるが、此等のことに關しては題目を改めて詳説する筈であるから、こゝには省いておく。

(註) かのフリードリッヒ大王は、彼れが死に先立つ五年前に統治形式論 ("Ueber Regierungs-Formen") を題する一書を公にし、「名君といはるゝ者は、凶年の救済、饑饉の豫備のために、常に穀倉を充實し、之を維持するに努むる旨を述べて居る。」<sup>10)</sup>之に對してはかゝる議論は謬論であるとの意見もあり、もとより絶對的に承認し得べきものではないが、少くも我國の徳川時代の場合に於ては首肯すべき點が少くないと思ふ。

## 二、穀價調節策(其一)

公は初政以來、天災饑饉の厄に備ふるために盡す處があつたが、天保七年に至つて遂に饑饉の

5) 天保二年六月(水戸藩史料別記上、386頁)

6) 天保元年六月(水戸藩史料別記上、352頁)

9) 水戸藩史料上編乾、885頁。

10) Braun-Wiesbaden, Von Friedrich dem Großen bis zum Fürsten Bismark. 1882 S. 62-69.

7) 水戸藩史料別記上、386頁。

8) 同上、366、380、381頁。

變ふ所となつた。是歳は春から夏に涉り淫雨冷涼、月を累ぬるも恢復せず、公は饑饉の避く可らざるを見て種々なる對策を講じ、且特に人材を擢用して之が任に當らしめしものであるが、當時の作柄の狀況は左の上申書に示す如く實に甚しき不作であつた。<sup>1)</sup>

當申田畑御損毛高

田、十五万五千六百七十八石四升一合

内、十三万二千三百二十六石三斗三升五合

二万三千三百五十一石七斗六合

畑、拾七萬八千六百二斗六升七合

内、九萬七千九百三石四斗四升七合

四萬四千五百一石五斗六升七合

三萬五千六百一石二斗五升三合

皆無 (八分五厘)

中傷 (一分五厘)

皆無 (五分五厘)

中傷 (二分五厘)

小傷 (二分)

右御領中田畑當夏中不順之冷氣數度之大風雨に而風當冷立水押砂押水腐に罷成御損毛高大圖書面之通り御座候以上

十月

御郡奉行共

(因に、當年東海道全體の作柄は四歩五厘作と稱せらる。——十月調)

此凶荒に際して公の採つた所の政策は單純なる救恤策に屬するものもあり、或は穀物の需要適合従つて米價調節を目的としたるものもあつた。茲には後者に就いて述べて見たい。

(註) 米價調節策と救濟策とを區別することは必ずしも容易でないが、大體に於て無償恩惠的の施米の如き、或は窮民のみを相手とする穀物の拂下の如き、農民救済の爲の夫食種級の貧與の如きは救濟策に屬するものと考へる。<sup>2)</sup> 天保七年の水戸藩の

1) 水戸藩史料別記上、509、519頁。  
2) 同上528頁。  
3) 德川時代商業叢書第二)279頁。  
4) 水戸藩史料別記上、509、519頁。

場合に於ても種々の救済策が行はれた。例へば窮民救助のために、物成俸四萬俵を棄損せしこと(七年十月)<sup>5)</sup>、山門邊睡の窮民を救恤するため特に米百二十石を廉價に拂下げ又種糶三千俵を貸與せしこと(七年十二月)<sup>6)</sup>、糶四千俵を廉價に郡廳に拂下けて救済の用に供せしめ、又貧村にありては村吏に命じて粥を炊きて其附近に施與し(八年一月)<sup>7)</sup>、更に又八年二月二十九日にも米五百餘石を四郡廳に下附して窮民に施與せし如き、それである<sup>8)</sup>、其他饑饉時における代用食物や時疫妙薬についての注意を與へ(七年六月、八年二月)<sup>9)</sup>、食物を成るべく多くせむがために、藩内鷹場の禁を解き公衆の漁獵を許し且つ鳥税を免除し(七年十月)<sup>10)</sup>、或は味噌二千五百樽を製造し原價を以て市郡廳に拂下げ、救助の料に供する<sup>11)</sup>(七年十二月)等のことも行はれ、又多くの場合に於て行はるる如く金穀を出して窮民に施與せしものを賞すること(八年一月)<sup>12)</sup>も行はれた所であるが、救荒のために庶民の献金せしものを郷土に採るの制度、即ち金郷土の儀は士風に害ありとて再興せられなかつた<sup>13)</sup>。而して此時の救済策は獨り封内の庶民のみに止らず、當時世人の與に論せざりし乞丐の徒に至る迄、偏く救済し、尙且他邦よりの流民にも及ぼせしものであり、守山、長沼、宍戸の三連枝へも稗三千八百餘俵を賑貸し、且米穀をもこれ等三支藩並に隣藩土屋家へ賑給して其等領内の救恤の手當に供したといふことである<sup>14)</sup>。飢民の状況并に救済の結果については、水戸藩史料に載する所の西南二郡よりの報告について見るに、救恤至らざる所なく、此凶歉に處して、饑饉且夕に迫るが如きものを出さざりしことを知るに足る<sup>15)</sup>。而して此等の救済のために消費せし穀物は、稗のみにても十五萬七千餘俵に上つたといふことである<sup>16)</sup>。

徳川時代に於て米價調節のために採用された方法は種々あるが、これを概括すれば、價格干渉政策と需給適合政策と、資金融通政策と取引政策との四者となすことが出来る<sup>17)</sup>。而して水戸藩に於て行はれた調節策は、主として需給適合政策であり、且つ饑饉時に米價引下のために行はれたものであるから、その所謂需給適合政策も、供給を増加する方策と、需要を減少せしむる方策と

5) 水戸藩史料別記上 525頁。  
 6) 同上 551頁。  
 7) 同上 511、552頁。  
 8) 同上 541頁。  
 9) 同上 541頁。  
 11) 同上 541頁。

10) 同上 537頁。  
 11) 同上 554頁。  
 12) 同上 526頁。  
 13) 同上 548頁。

の二つに外ならぬ。前者即ち供給増加策としては穀物輸出入政策、占買禁止、米穀買上拂下等の方法を認むることが出来る。

元來水戸藩に於ては、平時には穀物の輸入を禁じ、之れが輸出を許しておつたのである。常陸帯に曰く「我が藩には入穀の禁ありて其法尤嚴なり、是は穀の價賤しければ士民の難儀となる故平年には一粒なりとも他邦の穀を境内に入ることを禁じ、境内より出すことは禁せず。さて領中穀價の貴きを患ふる時は、他邦へ出すことを禁じ、また凶年に至ては平年に引かへ、入穀を許し出穀を禁ず。其開閉によりて自ら古の謂はゆる常平の意に叶へり。是かしこくも始祖威公の定め給ふ所にして不易の良法とすべし」<sup>20)</sup>云々と。烈公の時代に於ても穀物輸出入に關する事例は少くない。例へば天保二年には、始め凶作の懸念があり、後に天候恢復せしため愁眉を開きしことは既に述べた所の如くであるが、同年二月に入穀を許し、出穀を停め、八月に之を改めて前の通り入穀を停止した。天保七年の凶歉に際しては同年六月に輸入に就ては、穀物の輸入を認むるも入酒は是迄通り禁ずることとし、輸出に就ては、始め大小豆の外、穀物の輸出はこれを禁じ、醬油は輸出を許したが、醬油は輸出を許したが、後大小豆の輸出をも禁じ(註)八月に至つて一層出穀の制を嚴重にした。即ち當時「頻に諸穀直段引上候に付利欲に迷ひ洩穀いたし候もの有之歟之趣相聞候處(中略)以來右様のもの有之は召捕嚴重申付振も有之に條」云々の論達も見えて居る。<sup>21)</sup>

13) 同上539頁。  
 15) 同上516-546頁。  
 17) 同上541-546頁。  
 19) 批著、江戸幕府の米價調節61頁。

14) 同上509頁。  
 16) 同上547頁。  
 18) 同上563頁。  
 20) 東湖全集85頁。

(註) 今、天保二年及び七年に於ける穀物輸出入の觸達を示せば次の如くである。

米穀高直にて一統難儀の趣に付、此度他領より入穀御免に相成候條其旨相心得、寺社門前に至る迄、無洩可申觸候、右見届早々相返可申候。

同年八月二日

米穀高直にて一統難儀の趣に付、當二月中、他領より入穀御免と相成居候處、前々之通入穀御停止被仰出候條、其旨相心得、寺社門前に至迄無洩可申觸候、且他領調置候品たりとも、一圓引取候様不相成候條、心得違無之様に、以書付可申觸候右見届刻付順達可致候。

同七年六月十二日

相續米穀高直にて難儀の趣相聞候に付、此節より都て穀物入穀御免、出穀の儀は大小豆の外御指留、且入酒の儀は是迄の通御指留、醬油の儀は、他所出穀の筈に候旨、御達有之條其旨相心得、村中無洩寺社門前に至迄可相觸候、爲見届刻日順達留候はゞ役所へ可返候。

同年六月廿九日

相續米穀高直にて難儀の趣旨聞候に付、大小豆の外出穀御指留に相成居候處、此節より右大小豆とも、一圓出穀御指留相成候條、其旨相心得、村中寺社門前に至迄、無洩可相達、爲見届早々刻日順達、留候村より役所へ可返候。

天保十年二月二十日の都奉行の達によれば大豆に限り輸出を許したこともあつた。則ち「出穀の制禁の處、此節より大豆限り他所出御免に相成候條、他所出候もの有之候はゞ倭敷役所へ申出、留置番所へ申断を以て通行政候筈に候間、心得違無之様、無洩可申達、此返文見届候早々」<sup>21)</sup>

かく藩外よりの穀物輸入の途を開き輸出を禁じ、且つ消費の制限を命ずる所があつたけれども

21) 水戸藩史料別記上、515頁。  
22) 以上の觸達は帝國農會報第五卷二號所掲、大久保敬氏稿「舊水戸藩に於ける米價調節策」所引に據る。尙、水戸藩史料別記上、513頁參照。

(後出) 饑饉は水戸藩のみのことにあらず、かゝる非常の際に於て他藩より穀物の輸入を計るは極めて困難なることであつたに相違なく、殊に他國より水戸へ逃れ來りし貧民も少からざりし程のことであるから、<sup>23)</sup> 水戸城下の穀物は俄に減少を來し、價格亦從て暴騰するに至りしを以て、藩政府は市中郡宰の意見を徴し、藩内私有の穀物を調査し、又奸商の占買せる米穀を買上げて、之を廉價に賣下ぐることも行はれた。<sup>24)</sup> このことは藩士高橋惟貞の筆記に明かである(註)。其後七年十一月に、さきに江戸勘定奉行に擢用されし川瀬教徳が、米穀五千八百餘石を買入れて歸水したることも、<sup>25)</sup> 勿論輸入策の一部に屬すべきものである。其他天保十一年六月には、氣候不順又々凶荒に陥らんことを虞れて、買穀の議を唱へしも土用後暑威漸く加はり、氣候恢復したるためこれを中止したる如き事例もある。<sup>26)</sup>

(註) 「御普請手代より近頃御暇に相成候小野寺忠介細谷村河岸稻屋入次郎叔並穀類多分買いたし置、世上を騒かし敷置段等狂はし一切賣出不申候付、此節御郡方にて右兩人共穀物類買いたし置賣出不申候間、申付様有之候へ共用捨いたし、買置候叔等入候藏其儘封印いたし置置段にて御買上に相成申之河岸へ會所出來、右叔齊立百文に五合にて御救のため御拂にも相成由之事」<sup>27)</sup>

以上の政策は言ふ迄もなく穀物の供給を成るべく多からしめむとするものであるが、これと同時に穀物の消費を成るべく少くすることも必要である。これ即ち需要減少策であつて、水戸藩に於ては次の如き酒造制限、菓子其他の用途に米穀を冗糜することの制限を見るに至つた。<sup>28)</sup>

23) 水戸藩史料別記上、516頁。  
24) 同上516頁。  
25) 同上521頁。

26) 同上549、652頁。  
27) 同上516頁。  
28) 同上513、516頁。

當年不作にて米價高直に付酒造并入酒共御差留相成候條其旨可被相達事、

但、濁酒造之儀は指免、前賣之外卸賣は不相成候事(既にして濁酒の醸造をも禁じた)(八月)

當年不氣候に而米價引上候に付、米を以製候菓子類來る十月朔日より御指留に相成候條、小麥并雜石にて製候菓子類賣買いたし候様可被相達事、

(註) 天保七年の飢饉は全國平均四分二厘作の大飢饉であつて、幕府も米價調節のために種々の政策を採つたものであるが、

十一月に幕府は嚮に令せし醸酒三分一の制限を確守し、尙地方の情況により一切醸造を禁ずることを得せしめたるは、是れ全く烈公が時の老中大久保忠真を勸説せし結果であるを稱せられて居る。<sup>29)</sup>

以上は天保七年の饑饉に際して行はれた調節方法であるが、これ等の方法が、穀價調節の上にも如何程の効果を齎したるやを、明かにするの史料に接せざるを遺憾とする次第であるが、此の外に穀價調節策として猶一層重要なる施設が残つて居る。それは即ち常平倉そのものである。

### 三、穀價調節策(其二)——常平倉

烈公は「家督以來、米の世話のみいたし候事に候」といへるが如く(既)、鹽封の初めより穀物の貯藏や穀價の調節といふことについては、心を悩ましたものであつて、天保元年十二月には、義倉特に常平倉を新設して米價を平準し、水旱不慮の用に供すべきことを謀つたのであるが、當時那宰は寧ろ稗を貯藏するの急務なるを説き、前述の如く二年三月に稗六萬俵の貯藏を見るに至つたものである。<sup>30)</sup> 公の手書に曰く「領中之義は、先代より國境に穀留番所御据置被遊、米價賤き時は入穀を禁じ貴き時は出穀を禁じ、米價を平準に被致候國法に候へ共、常平倉の仕法相立米價賤き時は買入、貴き時は賣出し候様不致候而は實に平準の政は行れ申間敷候」と。<sup>31)</sup> 即ち常平倉成らず

29) 堂島舊記、279頁。  
30) 水戸藩史料別記上、54-55頁。  
31) 同上、366頁。

んば、穀價平準の政は未だ完全といふを得ずとの信念の下に、これが實現を期し、遂に翌天保二年に至つてその一端緒を開くに至つたのみならず、後には幕府にも屢建言して常平倉設置の急務なる所以を力説せし程であるから、<sup>33)</sup> 公の穀物政策の中に於ても常平倉は最も重要な施設の一たりしことは勿論である。

凡そ徳川時代に於て米價を制するの權が、富商の手に掌握されておつたことは、今更、述べる必要もない次第であるが、水戸藩に於ても、このことは同様の状態であつた。而してこれを制するがためには、その時々<sup>34)</sup>に於ける種々なる米價調節策も必要ではあるが、それよりも常平倉を設くる方が、層有效であり、又實際多少の効果を納めたものの如くに説かれて居る。例へば「正志齋封事稿」の天保四年九月の救荒策を論せる條下には「穀の餘るを買上、不足を補、富民に財を出させ救民の費を補、糶糶を平にして穀屋の姦を抑へ、國民困まざる様にする」ことの必要を述べ、その所謂「穀屋の姦」を詳説して、「穀屋共の姦計様々ある中にも、歉歲に指當りての姦計は、一旦價を貴くし、在々より穀多く出る時は、俄に價を下げて法外の下直に買事度々あり。近頃も朝の相場二斗二升と歎云を、一日の中に直を下て三斗四升と歎にしたる故、在々の百姓も遂に駄し來たるを、賣らずして空しく歸りたるもの多しと聞く。周の世には買師の職有て、凡天患禁貴價者使有恒賈と云、又泉府有て斂市之不售者、以其買賈之以待不時而買者と云て物價を平にする故、小民困まざるなり。今是に倣て其任に堪べき人を擇で市場を廻らしめ、相場甚下落する時は宜き程の價を以、買上置、價貴き時に至り原價にて賣渡し、或は公廩に納置て、飢民を救ふとか云やう

32) 同上 371-372頁。  
33) 同上 49頁(天保六年四月) 144頁(天保十二年十一月)  
34) 卷二、寫本。

なる制ありたきなり」と述べ、東湖の「壬辰封事」<sup>35)</sup>にも「當時の姿は米相場の大權を問屋共の町人に奪はれ、秋冬百姓共賣出の時節には、米價下落仕り、春夏に至り貧民食に差支候時は米價高直に相成り、君と士民は苦しみ、町人のみ利を得候姿、委細御承知被爲在通に御座候間何卒行々は右常平の御仕法御施し被遊候様奉存候。最初の了簡に而て少々の事に而は一國の相場を自在に動し候事は相成兼可申奉存候處、右太田村等にて少々相試候而も格別相場の響き合に相成候を以て愚慮仕候得は、一萬金餘も御座候はゞ一國の響合に可相成奉存候、尤高く買、やすく賣候事常平の本意に御座候間、上へ利を取候様には不罷成候へ共、年により御損も有之、又は御益も有之、ならし出す入らずには參り可申候處、出す入らずに而も相場の不平無之候へば、上下の利に相成候所は莫大に御座候間」云々といひ、「常平倉顛末」天保十二年三月の書穀販賣擴張の建議の中にも「穀相場上下の權、年來豪富商人共の手へ移り、御家中は勿論農家之者共難澁仕居候處、御良法(常平倉を指す)御立被遊候以來、穀之權忽に御手歸候處」<sup>36)</sup>云々と見えて居り、常平倉の實施によつて「米權」が藩政府に歸し、穀價の調節に寄與する所が鮮くなかつた如くに考へられる。蓋、烈公の穀價調節策として、最も重要な施設であらう。この水戸藩に於ける常平倉成立の顛末その性質、稱倉其他の貯穀との關係、常平倉の効果等に就ては、別に題目を改めて詳述する筈であるから、茲にはたゞ穀價調節策たるべき常平倉の設けられたことだけを附け加へて、一先づ筆を擱くことにする。

<sup>35)</sup> 東湖全集633—634頁。  
<sup>36)</sup> 寫本、親書類纂三〇。